

## 南山形小学校いじめ防止基本方針（概要版）

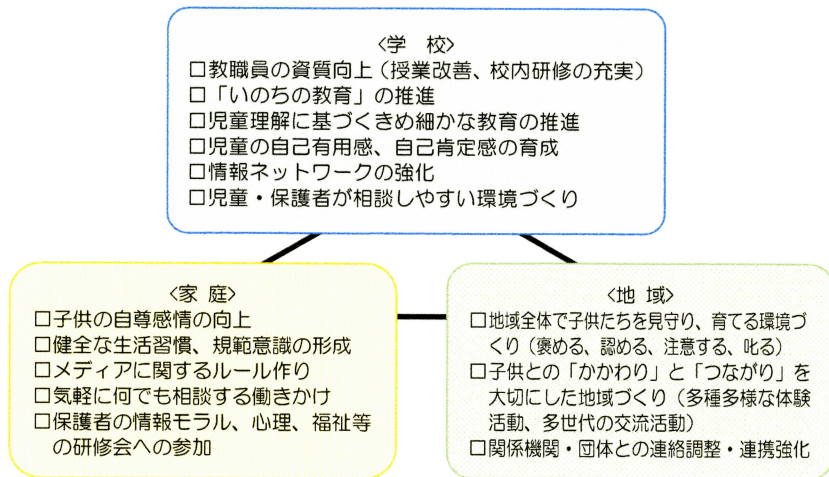
南山形小学校では、「いじめはしない、させない、許さない！」学校づくりのために、いじめに関する「未然防止」、「早期発見」、「早期対応・組織的対応」等を柱とした「南山形小学校いじめ防止基本方針」を平成26年2月に策定しましたが、国において制定・策定された「いじめ防止対策推進法」及び「いじめ防止基本方針」（平成29年3月14日最終改定）、「山形県いじめ防止基本方針」（平成29年10月改定）を踏まえ、より実効的にいじめ防止対策を進めるため、この度改定しました。

### ～いじめの定義～

いじめ防止対策推進法第2条では、「『いじめ』とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義している。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

## I 学校・家庭・地域の役割



## II 組織的対応のフロー図

### 1 児童の気になる情報をキャッチ

- |  |  |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> いじめられた児童や保護者からの訴え | <input type="checkbox"/> 他の児童からのいじめ情報      |
| <input type="checkbox"/> 児童の言動によるいじめのサイン   | <input type="checkbox"/> アンケート調査、教職員の情報 など |

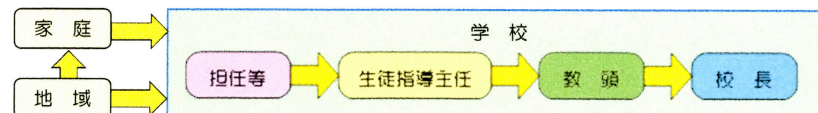
### ■家庭・地域における早期発見のポイント

- 〈家庭におけるサイン〉
- 登校を渋ったり、転校を口に出したりする。
  - 外出したからなくなる。
  - 感情の起伏が激しくなり、教師や友達を批判する言葉が増えたり、隠し事をしたりする。
  - 小遣いを多く欲しがったり、金遣いが荒くなったりする。（家庭内で金銭が紛失する。）
  - 友達からの電話に対して、長時間丁寧な口調で対応する。
  - 服が汚れたり、体に傷（あざやけが）が付いたりなどして、いたずらされた形跡が見られる。
  - 保護者の学校への出入りを嫌う。

- 〈地域におけるサイン〉
- 登下校中に、一人の児童が、他の児童の荷物を持たされている。
  - 道端や空き地・公園などで、一人てぼんとしていたり。
  - 道端や空き地・公園などで、一人の児童を何人かで囲んで、強圧的な口調で話していたり、こづいたりしている。
  - 店内などで、ジュースやお菓子をおごらされている。

### 2 情報の伝達（学校へ連絡）

児童の気になる情報をキャッチしたら、すぐに学校へ連絡する。



### 3 いじめ対策委員会の開催（校内組織）

- (1回目) 事実確認のための計画立案  
⇒ 事実確認の実施（児童・保護者）
- (2回目) 指導方針の検討・決定及び指導体制の確立  
⇒ 市教委へ第一報  
⇒ いじめ解決への指導・支援と人間関係の回復
- (3回目) 三者面談（本人、保護者、担任等）後の現状確認とその後の検討  
⇒ 指導後の状況を多角的に確認
- (4回目) いじめ解決に関する判断

### III 「重大事態」への対応の流れ

